

# 民有地緑化助成制度について

緑豊かな景観の創出及び都市環境の改善を積極的に推進するため、  
優良な民有地緑化に助成をします。

## 1) 対象区域

豊橋市の市街化区域内

## 2) 対象規模

緑化面積：80 m<sup>2</sup>以上、生垣設置：延長 50m以上

- ・緑化面積の算出は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。



出典：「あいち森と緑づくり事業」パンフレット

## 3) 受付期間

平成 25 年 4 月 1 日(月)より

\* 予算に達した時点で受付を終了します。

## 4) 対象内容

- ・市の定めた優良な評価項目を満たし、平成 26 年 3 月 28 日(金)までに完了する着手前の緑化工事(屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置)。
- ・対象費用は、「植栽、植栽基盤(土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む)、灌水施設に係る費用、表示板の設置に係る費用」。

## 5) 対象条件

以下の評価項目を1つ以上満たすこと。

屋上緑化	1. 公開性があること
壁面緑化	2. 緑化重点地区内であること
空地緑化	3. 緑化面積が 500 m <sup>2</sup> 以上であること
駐車場緑化	4. 中高木の緑化面積が緑化面積全体に対して 25%以上であること 5. 敷地面積のうち緑化面積の割合である緑化率が 20%以上であること
生垣設置	1. 生垣設置の接道延長が全体延長の 60%以上であること 及び 1m 当り 2 本以上の植栽間隔であること

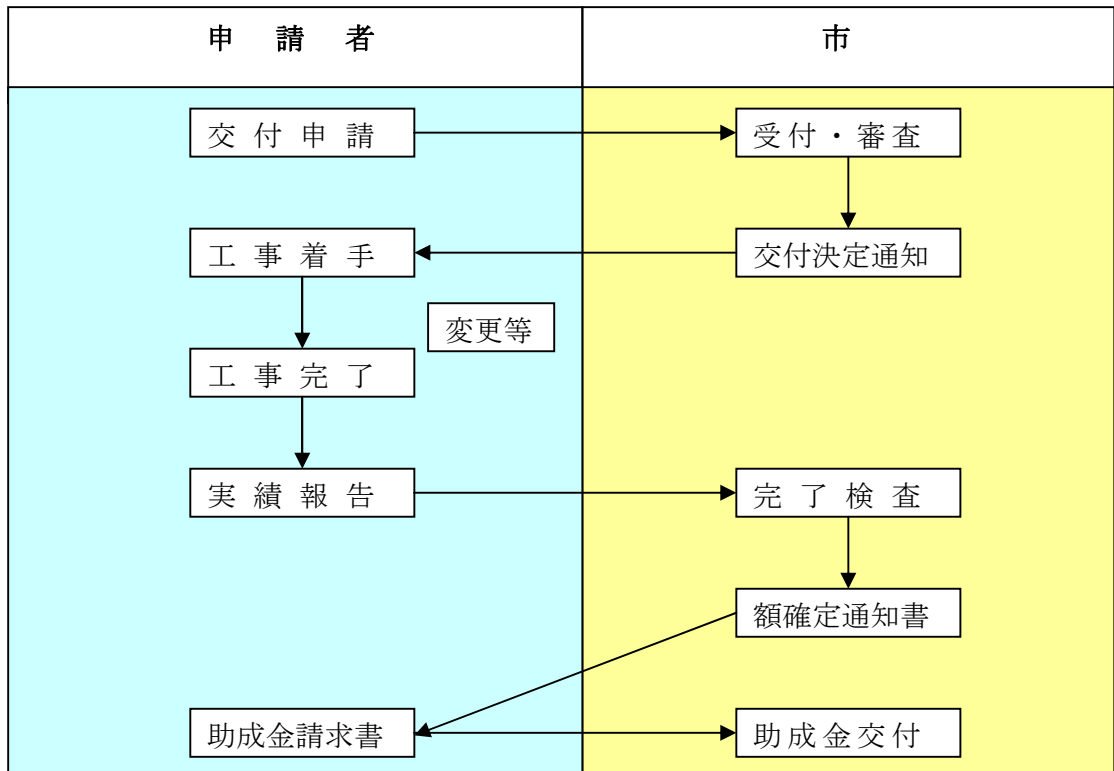
\* 公開性とは…

- ① 緑化施設が一般に開放されていること
- ② 緑化施設が接道から 60%以上見ることができるとのいずれかを言う。

## 6) 助成金交付額

- 10万円 ≤ 助成金交付額 ≤ 500万円、交付率 1/2
- 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化の場合、3万円/㎡まで
- 駐車場緑化の場合、2万円/㎡まで • 生垣設置の場合、5千円/mまで

## 7) 助成の流れ



\* 変更・中止・廃止については承認申請書を提出すること。

交付申請	実績報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業計画書</li> <li>• 事業に係る図面</li> <li>• 維持管理誓約書</li> <li>• 事業費を証明する書類など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業費内訳明細書</li> <li>• 現況写真(撮影箇所平面図含む)</li> <li>• 市税の完納を証する納税証明書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業報告書</li> <li>• 事業に係る図面</li> <li>• 写真(撮影箇所平面図含む)</li> <li>• 写真データ(CD-R等の媒体により納品)</li> <li>• 事業費用支払い領収書の写しなど</li> </ul>

## 8) 留意事項

- 緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業には、助成できません。
- 管理放棄や撤去などは助成金の返還を求める場合があります。
- 申請に当り、関係法令等を遵守した上で申請してください。
- この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。
- その他、他の助成金を受ける場合の取扱いなど詳しくは下記までお問い合わせください。

<b>問合せ先</b>	豊橋市役所 公園緑地課(東館9階) 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 TEL: 0532-51-2654 FAX: 0532-56-1230 MAIL: koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp
-------------	--